

# 株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1  
**兵機海運株式会社**  
代表取締役社長 大東 洋治

## 第75回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号  
兵庫県民会館 10階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第75期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件  
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 
- \* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理人は、株主ご本人の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。
- \* 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hyoki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の成長とともに、景気回復を基調として推移いたしました。特に建設需要や設備投資など、内需に底堅い状況が続いており、足元でも雇用や所得環境の改善で個人消費の浮揚感も表れたこともあり、景気の好循環を促す環境が整いました。一方で、世界レベルでは米国の保護主義政策に対する警戒があり、外需の行方に不透明感が強まってまいりました。

このような状況下におきまして、当社グループは「安全・迅速・信頼」をモットーに、より「堅実な兵機」との信頼を得るべく事業展開を進めてまいりました。

内航事業では、堅調な鉄鋼内需に支えられて輸送量が伸びており、運航効率の改善も相まって、事業展開は前期に引き続き順調に推移いたしました。

外航事業では、不採算船の整理とともに積極的な集荷営業が功を奏したこともあり、3期連続で業績の改善を果たすことができました。

港運・倉庫事業では、堅調な国内外の需要を背景に、取扱量の伸びが大きく寄与し、両事業ともに収益性を高めることができました。

これらの結果、当連結会計年度の実績は、次のとおりとなりました。

当期の取扱量3,601千トﾝ（前期比151千トﾝ増 104.4%）と伸びたことで、売上高13,387百万円（前期比916百万円増 107.3%）と増収になりました。

一方でコスト増加もありましたが、売上高の伸長でこれをカバーし、経常利益367百万円（前期比171百万円増 187.1%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益も307百万円（前期比154百万円増 200.5%）と増益になりました。

### (事業の成果)

取扱輸送量	3,601千屯	前期比	151千屯 増	(104.4%)
売上高	13,387百万円	前期比	916百万円 増	(107.3%)
営業利益	341百万円	前期比	146百万円 増	(175.6%)
経常利益	367百万円	前期比	171百万円 増	(187.1%)
親会社株主に帰属する 当期純利益	307百万円	前期比	154百万円 増	(200.5%)

## ■内航事業

鉄鋼市況が堅調に推移したことから、鋼材及び原料スクラップの輸送量も大幅に増加いたしました。一方で燃料単価の値上がりによるコスト増加もありましたが、輸送量増加と運航効率の向上がこれを上回り、収益性を高めることができました。

結果としまして、取扱量1,996千トﾝ（前期比106.2%）と伸びたこともあり、売上高は6,315百万円（前期比414百万円増 107.0%）と増収になり、営業利益も収益性の向上効果で184百万円（前期比44百万円増 131.4%）と増益になりました。

## ■外航事業

当期は設備プロジェクトの大量輸送受注もあり、運航効率を高めることができました。また、ロシア航路では積極的な営業展開で収益性の安定化に努めました。かたや、台湾航路では、自社船の整理を進め、備船併用の運航をもって収益性を高めました。

結果としまして、輸送量増加により売上高は1,423百万円（前期比58百万円増 104.3%）と増収になり、営業利益も運航効率の向上により58百万円（前期比23百万円増 165.3%）と増益になりました。

## ■港運事業

世界経済が好調に推移し、為替も円安基調で推移したこともあり、機械類の輸出取扱いが堅調に推移いたしました。また、輸入取扱いにあっても、着実な消費需要の高まりを背景に、食品類を始めとする農水産品関係に伸びが見られました。

結果としまして、売上高は4,419百万円（前期比391百万円増 109.7%）と増収になりました。一方で運送コストや人件費の増加もありましたが、取扱量の増加でこれを賄い、営業利益100百万円（前期比44百万円増 180.6%）と増益になりました。

## ■倉庫事業

好調な港運事業に並行し、神戸地区の取扱量が増加し、業績は良好に推移いたしました。かたや、姫路地区では鉄鋼保管の取扱量が減少し、大阪地区では作業コストが割高で推移するなど、全体の収益力は力強さに欠ける展開となりました。

結果としまして、阪神地区の展開が寄与し、売上高は1,227百万円（前期比52百万円増 104.5%）と増収になりました。しかしながら、収益性の改善に努めたものの、営業損失3百万円（前期は38百万円の営業損失）と改善したものの利益貢献には及びませんでした。

## ■事業別実績

事業区分	取扱輸送量	売上高	営業損益
内航事業	1,996千屯	6,315百万円	184百万円
外航事業	335千屯	1,423百万円	58百万円
港運事業	1,164千屯	4,419百万円	100百万円
倉庫事業	105千屯	1,227百万円	△3百万円
その他事業	—	0百万円	0百万円
合計	3,601千屯	13,387百万円	341百万円

### (2) 対処すべき課題

次期の経営環境の見通しにつきましては、好調な世界経済と底堅い内需を背景に回復傾向で推移し、緩やかな景気拡大が期待できるものと考えております。

かたや、輸出視点で景気循環を俯瞰しますと、世界経済の不安定化による円高傾斜や貿易摩擦による輸出環境の悪化などが懸念されております。これが表面化する場合、外需や貿易の下押し圧力に作用するに留まらず、内需にも響く要因となり、景気の先行きに不透明感が漂うものと考えられます。

そのような状況下、内航事業では、船員高齢化が喫緊の課題であり、船員派遣の体制を強化するとともに、次世代船主へのスムーズな事業継承を進めてまいります。これら経営面の協力や傭船協力を通じて、兵機内航船団を強化してまいります。

外航事業では、非効率船の整理を進めてまいりました。社船主体から傭船主体へとリスク軽減を図りつつ、適貨適船の運航効率を高めるとともに、積極的な営業展開を進めることで安定的な収益が確保できる体制へと強化してまいります。

港運・倉庫事業では、人手不足によるトラック運賃増加のコスト転嫁、通関などの規制緩和を背景とするシェア収奪など、厳しい営業条件下に晒されております。

また、老朽倉庫の建て替え時期が到来しており、将来対応を踏まえ、新倉庫計画をもって新たなサービスを提供すべく、設備投資を模索してまいります。

### (3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は45百万円で、その主なものは、業務システム向上のための基幹サーバー更新に14百万円、倉庫事業の作業効率向上のため物流機器7百万円、作業用フォークリフト9百万円、営業用車輛更新14百万円であります。なお、これらに必要な資金は、主に自己資金でまかなっております。

### (4) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 72 期 平成27年 3 月期	第 73 期 平成28年 3 月期	第 74 期 平成29年 3 月期	第 75 期 (当連結会計年度) 平成30年 3 月期
売 上 高	13,822	12,797	12,471	13,387
営 業 利 益	316	182	194	341
経 常 利 益	268	177	196	367
親会社株主に帰属する当期純利益	116	113	153	307
1株当たり当期純利益	98円24銭	96円09銭	129円72銭	262円19銭
総 資 産	11,836	11,065	10,344	9,849
純 資 産	1,803	1,748	1,996	2,293
1株当たり純資産額	1,523円70銭	1,477円48銭	1,687円73銭	1,963円31銭

(注) 平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、第72期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額をそれぞれ算定しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名 (所 在 地)	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
K. S. LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有
K. S. MAYA LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有

(注) I. S. LINES S. A. につきましては、平成30年3月31日付で、清算終了したため、重要な子会社から除外しております。

## (7) 主要な事業内容

内航海運業、外航海運業、港湾運送業並びに港湾運送関連事業、倉庫業、通関業、貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業

### (8) 主要な営業所と従業員の状況

区 分	内航事業	外航事業	港運事業	倉庫事業	その他／管理
本社（*1）					22
本社営業部（*1）			29		
倉庫部（*1）				51	
内航海運部（*2）	17				
東京支店（東京都中央区）			7		
大阪支店（大阪市住之江区）			23		
姫路支店（姫路市飾磨区）	35		4	14	
中国支店（岡山県倉敷市）			2		
外航部（*3）		11			
合 計	52名	11名	65名	65名	22名
	215名 <11名減> 平均年齢42.6歳 平均勤続年数14.1年				

- (注) 1. \*1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しております。なお、倉庫部は神戸物流センター内と神戸市灘区と大阪物流センターの各事業所に所在しております。
2. \*2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国・東京の各事業所に所在しております。
3. \*3印の外航部は、それぞれ大阪市北区（運航）と東京支店（営業）の事業所に所在しております。
4. 従業員数は、就業人員であり、パート及び出向社員数は除いております。
5. 合計欄<>内は前連結会計年度末比較を表します。

### (9) 主要な借入先

借 入 先	当連結会計年度末現在の借入額
財団法人民間都市開発推進機構	866百万円
株式会社みなと銀行	701
株式会社三井住友銀行	606
株式会社りそな銀行	586

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況

#### ① 株式数と株主数（平成30年3月31日現在）

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
4,000,000株	1,224,000株 (自己株式52,232株を含む)	950名 (前期比121名減)

- (注) 1. 平成29年6月29日開催の第74回定時株主総会決議に基づく定款一部変更により、平成29年10月1日付で、発行可能株式総数を40,000,000株から4,000,000株に変更しております。
2. 当社は、平成29年6月29日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。これにより、発行済株式の総数は、前期末（12,240,000株）に比べ11,016,000株減少しました。

#### ② 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
共栄火災海上保険株式会社	115,500株	9.85%
株式会社みなと銀行	58,000株	4.94%
桧垣千寿子	53,400株	4.55%
ふたば会（取引先持株会）	52,915株	4.51%
株式会社三井住友銀行	40,200株	3.43%
永田光春	38,300株	3.26%
株式会社りそな銀行	30,000株	2.56%
兵機海運株式会社従業員持株会	20,446株	1.74%
虹技株式会社	15,000株	1.28%
石原ケミカル株式会社	14,800株	1.26%

- (注) 1. 当社は、自己株式として52,232株を保有しておりますが、表記はしておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### ③ その他株式に関する重要な事項

イ. 平成29年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株へ変更及び普通株式10株を1株に併合いたしました。

ロ. 当社は、平成29年8月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ・ 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・ 取得した株式の総数 149,000株
- ・ 取得価額 25,181,000円
- ・ 取得日 平成29年8月10日
- ・ 取得理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役の状況 (平成30年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大東 洋治	兵庫海運組合理事長
代表取締役専務	平井 清隆	営業本部長 安全統括担当
常務取締役	大石 修	大阪支店長 港運・倉庫事業担当 AEO総括管理責任者
常務取締役	佐藤 清	内航事業担当 七洋船舶管理(株)代表取締役
常務取締役	橋田 光夫	外航部長
取締役	田中 康博	財務管理本部長 財務部長
取締役	安積 拓也	管理部長
取締役 (監査等委員・常勤)	松本 利晴	
社外取締役 (監査等委員)	加納 諄一	
社外取締役 (監査等委員)	五島 大亮	神戸市議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)加納諄一氏及び取締役(監査等委員)五島大亮氏の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)五島大亮氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本利晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)加納諄一氏及び取締役(監査等委員)五島大亮氏の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 事業年度中の役員の変動等

日 付	氏 名	(新)	(旧)
平成29年 6月30日	赤木潤子	<辞任による退任>	社外取締役(監査等委員) 赤木海事綜合法律事務所 弁護士

6. 事業年度末日後の役員の変動等  
該当事項はありません。
7. 責任限定契約の内容の概要  
当社と取締役(監査等委員・常勤)松本利晴氏並びに社外取締役(監査等委員)加納諄一氏及び社外取締役(監査等委員)五島大亮氏は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
なお、平成29年6月30日付をもって社外取締役(監査等委員)を辞任いたしました赤木潤子氏との間にも同様の契約を締結しておりました。



## ② 取締役を支払った報酬等の総額

区 分	対 象 人 員	報 酬 等 の 総 額
取締役(監査等委員を除く) (うち、社外取締役)	7 名 (0)	91 百万円 (0)
取締役(監査等委員) (うち、社外取締役)	4 (3)	13 (5)
合 計 (うち、社外取締役)	11 (3)	105 (5)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月30日付をもって辞任した社外取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議(平成17年6月28日開催の第62回定時株主総会決議)に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

取締役(監査等委員)五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。

取締役(監査等委員)赤木潤子氏は、赤木海事綜合法律事務所の所属弁護士であります。当社と同事務所との間における取引額は僅少であり、当社は、取締役(監査等委員)赤木潤子氏以外の弁護士により、必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりました。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

- 取締役(監査等委員)加納諄一氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に、監査等委員として出席し、企業統治に関する総合的な識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された全ての監査等委員会に出席し、監査結果についての意見交換、取締役会議案の事前審査等に必要な発言を行っております。
- 取締役(監査等委員)五島大亮氏は、当事業年度中に開催された取締役会に、監査等委員として9割以上出席し、公認会計士・税理士としての専門的な識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会に8割以上出席し、監査結果についての意見交換、当社の管理会計の方針等に必要な発言を行っております。
- 取締役(監査等委員)赤木潤子氏は、当事業年度中において、平成29年6月30日辞任までに開催された取締役会4回のうち2回に監査等委員として出席し、弁護士としての専門的な識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会4回のうち2回に出席し、監査結果

についての意見交換、取締役会議案の適法性等に必要な発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称及び報酬等の額

会計監査人の名称：あけぼの監査法人	
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、本体制に関連し、コーポレートガバナンス全般を企業の外的側面から歪めるものとして、反社会的勢力の存在を警戒認識し、同勢力に対する監視、非接触及び排除を図っております。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

□当社は「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、企業としての意思決定の透明性や公正性を高めるための基本指針としてこの継続的な向上を図る。

□役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たし、関係法令を遵守した行動を実

- 践する。また、その徹底を図るため、内部監査室をコンプライアンスの統括部署と定め、同部署を中心にコンプライアンス教育を行う。
- 不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員(会)に入るシステムとして「内部通報規程」を設け、相互牽制の強化を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」により保存・管理する。
  - 取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、リスクについては、各部門で潜在的リスクも含めて定例的に洗替を実施する。
  - さらに、高度な危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社グループの経営に重大な影響を与える不測の事態に、必要な初期対応を迅速に行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 各種の専門的な経営課題については必要に応じて担当取締役が主導する会合等をもってこれを検討し、月例の取締役会での審議を効率的にすすめるボトムアップの役目を果たす一方、期間ごとに開催される支店長会議では、各店からの課題解決の方向性を定めた上で、期間単位で着実にこの進捗を評価、指導していくトップダウンの役目が融合し、取締役の職務の執行の効率化を図る。
  - 「職務分掌規程」、「職務権限規程」により職責の明確化と内部牽制が機能する体制を整備する。
  - 「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項では、上程、事前審査、裁決と、3段階の検討機関を経ることにより、より重点的効率的な職務執行を可能とする。
- ⑤ 当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- 当社は海外事業の一環としてタイの現地法人を実質支配するとともに、外航事業として、海外仕組み船子会社（パナマ）等を有している。
  - 実質支配をする法人の役職員の職務管理やリスク管理にあつては、当社の役員又は社員を現地に駐在派遣させ、直接的間接的に管理指導させることにより、当社支店組織と同等レベルの精度をもって報告と問題点が取締役会に上がる仕組みを構築し、グループの一体管理を実践している。
  - 海外仕組み船子会社の業務は当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行しており、業務の適正性・グループ一体管理を実践している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき者に関する事項（その者の独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）
- 監査等委員会は、内部監査室の職員に監査等業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員はこれに関し、監査等委員会以外の取締役から何ら指示を受けない立場で遂

行しなければならない。

- 取締役もまた監査等業務の遂行に違背する行為をしない旨を「取締役会宣言」において定め、社内常時開示をもってこの実効性を確保する。
  - 監査等委員会は、適切な職務遂行のため監査等の環境の整備に努め、かつ取締役会は、監査等委員会の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
  - 「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、監査等委員会に対し、能動的に情報を提示し説明することを可能とする。
- ⑦ 当社の役職員、若しくは子会社の役職員らから報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制（当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む）
- 監査等委員会は、取締役会のもとより、支店長会議への参加により重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
  - 監査等委員会は、リスク管理委員会と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
  - 「内部通報規程」及び「取締役会宣言」を制定し、グループ全体でこれを適用することで、不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員会に入るシステムとし、当社グループの役職員が当該通報をしたことを理由に不利な取り扱いを禁止している。
- ⑧ 監査等委員の本来的職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会からその業務に係る経費の請求等があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- グループ全体を会社の支店組織と同等レベルの精度をもって管理することで、グループ全体から監査等委員会への通報の体制のルートが明確となり、必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築する。
  - これを「取締役会宣言」で社内担保することで、監査等委員会の監査等の業務の実効性をより高める。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

□コンプライアンス委員会の責任者である代表取締役社長はコンプライアンス委員会の運営に際し、当事業年度も期初に各部署等の責任者を任命しました。コンプライアンス委員会を随時開催し、内部統制監査報告等をはじめとする重点報告事項に関し、情報共有を行いました。また、外部団体が主催するインサイダー取引防止セミナーに本社管理部門の担当者を出席させました。さらに、役員と主要な幹部社員に対して企業のコンプライアンスと求められる対応の社内研修を行いました。一方、法令・定款違反行為、各種ハラスメント等コンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報規程」を定め、その通報先窓口を監査等委員会として、「取締役会宣言」で担保することにより、情報提供者の保護に十分に配慮しております。なお、当事業年度における内部通報の実績はございませんでした。

### ② リスク管理体制の強化

□リスク管理委員会の責任者としての担当取締役は、リスク管理委員会の運営に際し、当事業年度も期初に各部署等の責任者を任命しました。「リスク管理規程」「リスク管理委員会運営要領」の運営指針によりリスク管理委員会を随時開催し、当事業年度は前期に引き続き、リスクアセスメント手法で、全社的にリスクの洗い出し、優先度の数値化、対応策の決定及び実行を行いました。また、文書・電子データ等の情報セキュリティの適切な保存・管理の社内規程を整備しております。当事業年度も情報システムに関する社内啓発を実施するとともに、機密情報流失を防止する研修を行いました。

### ③ 業務執行の適正性や効率性の向上

□常務取締役3名による連絡会を適宜開催し、各担当事業の計画達成状況及び経営課題等の把握や確認を行い、職務の効率的な執行に努めております。また、月例取締役会に先立ち業務執行役員による会議を適宜に開催し、議案や対処すべき事項の検討・意見交換等を行い、意思決定の迅速化・効率化を図っております。さらに、実務責任者が参加する支店長会議におきましては、各事業所の方向性や課題を実務責任者よりボトムアップするとともに、期間単位での進捗状況の評価・指導は取締役会よりトップダウンを行い、業務執行の適正性を向上させました。

### ④ 当社グループにおける業務の適正の確保

□海外事業の一環として実質支配するタイ現地法人並びに外航事業としてのパナマ船子会社に関しましては、その業務遂行にあたりまして、取締役会で経営状況を常時把握し、グループ全体の企業価値の向上に努めております。また、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」等、当社内部統制と整合性をもった管理下のもと、法令を遵守しつつ業務の適正性を確保しております。

⑤ 監査等委員会の職務執行が実効的に行われることの確保等

□監査等委員会は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員2名及び常勤の監査等委員を含む取締役3名で構成しております。各監査等委員は稟議書等の重要案件の常時の閲覧及び重要会議に出席をできる環境にあり、当社の業務執行状況に関する情報を収集し、監査、監督の実効性の向上を図っております。また、内部統制監査に際して、内部監査室と連携を図り、常勤の監査等委員が全事業所の実査に同行し、監査実務の実効性を高める施策を講じました。さらに、会計監査人とも随時連携を図りながら、取締役の職務執行の状況を監査しました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,344	流動負債	4,737
現金及び預金	1,549	支払手形	258
受取手形及び売掛金	1,543	買掛金	895
短期貸付金	65	短期借入金	3,404
貯蔵品	23	リース債務	3
前払費用	20	未払法人税等	13
繰延税金資産	15	未払消費税等	7
その他	151	賞与引当金	3
貸倒引当金	△25	その他	151
固定資産	6,504	固定負債	2,819
(有形固定資産)	(4,981)	長期借入金	2,326
建物・建物附属設備	2,215	リース債務	11
船舶	1,124	繰延税金負債	25
土地	1,533	退職給付に係る負債	363
リース資産	11	未払役員退職慰労金	11
その他	96	船舶修繕引当金	49
(無形固定資産)	(134)	デリバティブ債務	31
借地権	119	負債合計	7,556
リース資産	3	純 資 産 の 部	
その他	11	株主資本	1,943
(投資その他の資産)	(1,389)	資本金	612
投資有価証券	1,273	資本剰余金	33
長期貸付金	80	利益剰余金	1,416
長期前払費用	0	自己株式	△118
その他	62	その他の包括利益累計額	349
貸倒引当金	△28	その他有価証券評価差額金	365
資産合計	9,849	繰延ヘッジ損益	△15
		純資産合計	2,293
		負債及び純資産合計	9,849

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,387
売上原価		11,319
売上総利益		2,067
販売費及び一般管理費		1,726
営業利益		341
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	23	
持分法による投資利益	16	
受取出向料	18	
その他	33	95
営業外費用		
支払利息	60	
その他	8	69
経常利益		367
特別利益		
船舶修繕引当金戻入額	24	
投資有価証券売却益	5	
固定資産売却益	1	31
特別損失		
固定資産売却損	35	
固定資産除却損	9	
貸倒引当金繰入額	8	53
税金等調整前当期純利益		344
法人税、住民税及び事業税	20	
法人税等調整額	16	36
当期純利益		307
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		307



## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日期首残高	612	33	1,168	△92	1,721
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△59		△59
親会社株主に帰属する 当期純利益			307		307
自己株式の取得				△25	△25
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	248	△25	222
平成30年3月31日期末残高	612	33	1,416	△118	1,943

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	その他の包括利益 累計額合計	
平成29年4月1日期首残高	301	△26	275	1,996
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△59
親会社株主に帰属する 当期純利益				307
自己株式の取得				△25
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	63	10	73	73
連結会計年度中の変動額合計	63	10	73	296
平成30年3月31日期末残高	365	△15	349	2,293

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 (2社)
- ・主要な連結子会社の名称

「K. S. LINES S. A.」 「K. S. MAYA LINES S. A.」

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました「I. S. LINES S. A.」は、平成30年3月31日付で清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。ただし、清算終了までの損益計算書は連結しております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 (2社)
- ・主要な非連結子会社の名称

「HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO., LTD.」

「HYOKI SHIPPING AND TRADING (THAILAND) CO., LTD.」

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 (1社)
- ・主要な会社等の名称 「株式会社吉美」

##### ② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・持分法を適用していない関連会社数 (1社)
- ・主要な会社等の名称 「七洋船舶管理株式会社」
- ・持分法を適用しない理由

七洋船舶管理株式会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- ・すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. たな卸資産

- ・貯蔵品(内航船) 最終仕入原価法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・貯蔵品(外航船) 移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

###### ロ. 有価証券(その他有価証券)

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

- ハ. デリバティブ 時価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- ・建物及び船舶の一部 定額法
  - ・その他のもの 定率法
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
  - ・その他の無形固定資産 定額法
- ハ. リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 債務保証損失引当金  
保証債務による損失に備えるため、被保証先の財務内容等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- ハ. 船舶修繕引当金  
船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドッグ費用を見積り計上しております。
- ニ. 賞与引当金  
従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方針  
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準  
輸送完了基準（揚切基準）により収支対応するよう計上しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ 重要なヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- イ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ                      ヘッジ対象…借入金利息
- ロ. ヘッジ方針  
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ハ. ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または金利変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または金利変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては

有効性の評価を省略しております。

- ⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
・建物	1,691百万円	・短期借入金	1,388百万円
・船舶	8百万円	・長期借入金	1,651百万円
・土地	1,526百万円		
・投資有価証券	580百万円		
計	3,807百万円	計	3,039百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,472百万円 (内 減損損失累計額 182百万円)

- (3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・英幸海運有限公司	527百万円
・新正海運有限公司	447百万円
・誠進海運有限公司	230百万円
・栄隆汽船有限公司	149百万円
・株式会社大前運送店	73百万円

計 1,429百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

○区分 ・株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
①発行済株式の総数 ・普通株式	1,224,000株	-株	-株	1,224,000株
②自己株式の数 ・普通株式	40,789株	15,215株	-株	56,004株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得14,900株及び単元未満株式の買取り315株によるものであります。

2. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し表記しております。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	一株当たり の配当金	基準日	効力 発生日
平成29年6月29日 第74回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59百万円	5円	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	一株当たりの配当金	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 第75回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	93百万円	80円	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、海運事業・倉庫事業を行うための設備計画に照らして、銀行借入により資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

##### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び未収運賃は、顧客の信用リスクに晒されています。また、一部の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されています。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。また、一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、設備資金に係る借入金の過半には財務制限条項を約定しております。また、このうち変動金利での借入分は金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記1.「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」(4)「会計方針に関する事項」⑦「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について取引先ごとに与信限度額を決め、管理部が取引先の状況の定期的なモニタリングを実施しております。その中で回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引の取扱要領により、その取引と管理を行っております。残高照合等は四半期決算ごとに実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
①現金及び預金	1,549百万円	1,549百万円	-
②受取手形及び売掛金	1,543百万円	1,543百万円	-
③短期貸付金	23百万円	23百万円	-
④投資有価証券	997百万円	997百万円	-
⑤長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	122百万円	126百万円	3百万円
⑥支払手形及び買掛金	(1,153)百万円	(1,153)百万円	-
⑦短期借入金	(1,900)百万円	(1,900)百万円	-
⑧長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(3,831)百万円	(3,967)百万円	(136)百万円

備考：表中で負債に計上されている金額については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他の有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価額との差額は以下のとおりです。

区 分	種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	363百万円	899百万円	536百万円
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	109百万円	97百万円	△11百万円
合 計		472百万円	997百万円	524百万円

⑤長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに貸付実行金利から算出したスプレッドを加算したものを割引率として現在価値に割戻しております。

⑥支払手形及び買掛金、⑦短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（注）2. 「デリバティブ取引に関する事項」をご参照ください。）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注) 2. デリバティブ取引に関する事項

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
ヘッジ会計が適用されているもの	22	22	-

備考：デリバティブ取引によって生じた正味の債務を表示しております。

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額時価及び時価算出方法は、次のとおりであります。

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の 算出方法
			うち 1年超		
市場取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	231	197	△8	取引先金融 機関から提 示された価 格等によっ ている。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利関連（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額時価及び時価算出方法は、次のとおりであります。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金時価に含めて記載しております。

（前記（注）1. 「金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項」⑧「長期借入金」をご参照ください。）

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の 算出方法
				うち 1年超		
原則的 処理方法	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	697	597	△22	取引先金融 機関から提 示された価 格等によっ ている。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	40	20	△0	
合 計			737	617	△23	

(注) 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

・区分 : 非上場株式	・連結貸借対照表計上額 : 275百万円
-------------	----------------------

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「4. (2) 表中区分 ④投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

**6. 1株当たり情報に関する注記**

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,963円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 262円19銭   |

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、平成29年10月1日付で行いました株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算出しております。

**7. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**8. その他の注記**

連結計算書類の記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。



# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,334	流動負債	4,737
現金及び預金	1,548	支払手形	258
受取手形	39	買掛金	895
売掛金	1,504	短期借入金	3,404
短期貸付金	65	リース債務	3
貯蔵品	23	未払金	71
前払費用	11	未払法人税等	13
繰延税金資産	15	未払消費税等	7
その他	151	預り金	79
貸倒引当金	△25	賞与引当金	3
固定資産	6,570	固定負債	2,791
(有形固定資産)	(4,431)	長期借入金	2,326
建物・建物附属設備	2,215	リース債務	11
構築物	18	繰延税金負債	25
機械及び装置	34	退職給付引当金	363
船舶	574	未払役員退職慰労金	11
車輜運搬具	26	船舶修繕引当金	21
器具・備品	16	デリバティブ債務	31
土地	1,533	負債合計	7,528
リース資産	11	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(134)	株主資本	2,028
借地権	119	資本金	612
電話加入権	9	資本剰余金	33
施設利用権	0	資本準備金	33
リース資産	3	利益剰余金	1,494
ソフトウェア	2	利益準備金	153
(投資その他の資産)	(2,004)	その他利益剰余金	1,341
投資有価証券	1,029	別途積立金	600
関係会社株式	26	繰越利益剰余金	741
長期貸付金	914	自己株式	△111
長期保証金	21	評価・換算差額等	348
その他	41	その他有価証券評価差額金	364
貸倒引当金	△28	繰延ヘッジ損益	△15
資産合計	9,905	純資産合計	2,376
		負債及び純資産合計	9,905

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		13,326
売 上 原 価		11,285
売 上 総 利 益		2,040
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,726
営 業 利 益		314
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
受 取 配 当 金	24	
受 取 出 向 料	18	
そ の 他	29	94
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	60	
そ の 他	8	68
経 常 利 益		340
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
固 定 資 産 売 却 益	1	7
特 別 損 失		
貸 倒 損 失	200	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8	
固 定 資 産 除 却 損	9	218
税 引 前 当 期 純 利 益		129
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	20	
法 人 税 等 調 整 額	17	37
当 期 純 利 益		92

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	利益剰余金計 合	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
			別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成29年4月1日期首残高	612	33	153	600	708	1,461	△85	2,021
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△59	△59		△59
当期純利益					92	92		92
自己株式の取得							△25	△25
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	32	32	△25	6
平成30年3月31日期末残高	612	33	153	600	741	1,494	△111	2,028

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日期首残高	301	△26	275	2,296
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△59
当期純利益				92
自己株式の取得				△25
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	63	10	73	73
事業年度中の変動額合計	63	10	73	80
平成30年3月31日期末残高	364	△15	348	2,376

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 子会社及び関連会社株式      | 移動平均法による原価法  |
| ② その他有価証券          |  |
| ・時価のあるもの           | 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの           | 移動平均法による原価法  |
| ③ デリバティブ           | 時価法  |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法 |  |
| ・貯蔵品（内航船）          | 最終仕入原価法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）       |
| ・貯蔵品（外航船）          | 移動平均法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）         |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                             |                                      |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く）          |                                      |
| ・建物及び船舶の一部                  | 定額法                                  |
| ・その他のもの                     | 定率法                                  |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く）          |                                      |
| ・自社利用のソフトウェア                | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法              |
| ・その他の無形固定資産                 | 定額法                                  |
| ③ リース資産                     |                                      |
| ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  | 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金   | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金   | 従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。                                    |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。  |
| ④ 船舶修繕引当金 | 船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドッグ費用を見積り計上しております。                                   |

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

輸送完了基準（揚切基準）により収支対応するよう計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
・建物	1,691百万円	・短期借入金	1,388百万円
・船舶	8百万円	・長期借入金	1,651百万円
・土地	1,526百万円		
・投資有価証券	580百万円		
計	3,807百万円	計	3,039百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,023百万円

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・英幸海運有限公司	527百万円
・新正海運有限公司	447百万円
・誠進海運有限公司	230百万円
・栄隆汽船有限公司	149百万円
・株式会社大前運送店	73百万円

計 1,429百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

区分	①短期金銭債権	②長期金銭債権	③短期金銭債務
金額	23百万円	833百万円	18百万円

(5) 取締役に対する長期金銭債務

未払役員退職慰労金は、平成17年6月28日開催の第62回定時株主総会において承認可決された取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

区分	①売上高	②仕入高	③営業取引以外の取引高
取引額	4百万円	485百万円	18百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	37,017株	15,215株	-株	52,232株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得14,900株及び単元未満株式の買取り315株によるものであります。

2. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し表記しております。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

種類	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	I. S. LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・傭船料支払 ・資金の回収 ・利息の受取	97 226 4	— — —	— — —
子会社	K. S. LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・傭船料支払 ・資金の回収 ・利息の受取	— 55 5	— 貸付金 —	— 343 —
子会社	K. S. MAYA LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・傭船料支払 ・資金の回収 ・利息の受取	159 52 7	— 貸付金 —	— 489 —

(注) 1. 子会社に対する資金の貸付利率については、調達金利を勘案して決定しております。

2. I. S. LINES S. A. は、平成30年3月31日付で清算終了しております。

(2) 当事業年度における重要な関連会社は株式会社吉美であり、その要約財務内容は以下のとおりです。

流動資産合計	670百万円	流動負債合計	147百万円
固定資産合計	251百万円	固定負債合計	27百万円
資産合計	921百万円	純資産合計	746百万円
売上高	税引前利益	当期純利益	
1,031百万円	75百万円	51百万円	

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,028円24銭

(2) 1株当たり当期純利益

78円15銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、平成29年10月1日付で行いました株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算出しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

計算書類の記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

兵機海運株式会社

取締役会 御中

あけぼの監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	東本浩史 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩子洋介 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兵機海運株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兵機海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

兵機海運株式会社

取締役会 御中

あけぼの監査法人

指定社員 公認会計士 東本浩史 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩子洋介 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査等委員会の監査報告 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

兵機海運株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 松 本 利 晴 ㊟

監査等委員(社外取締役) 加 納 諄 一 ㊟

監査等委員(社外取締役) 五 島 大 亮 ㊟

(注) 監査等委員加納諄一及び五島大亮は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類 議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、皆様のおかげをもちまして、創立75年の節目を迎えることができましたので、日頃のご支援にお応えすべく、普通配当50円に記念配当30円を合わせ、1株につき金80円とさせていただいております。

100年企業を目指し、役職員一丸となり社業の発展に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### <期末配当に関する事項>

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円といたしたいと存じます。

(普通配当50円、記念配当30円)

なお、この場合の配当総額は93,741,440円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日といたしたいと存じます。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おおひがし ようじ 大東洋治 (昭和21年4月24日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年4月 神戸営業部長 平成12年6月 取締役神戸第一支店長 平成15年6月 常務取締役神戸第一支店長 平成16年2月 代表取締役社長（現任）  (重要な兼職の状況) 兵庫海運組合理事長	14,200株
2	ひらい きよたか 平井清隆 (昭和19年9月16日生)	昭和39年4月 当社入社 平成7年4月 水島支店長 平成9年6月 取締役中国支店長 平成17年4月 常務取締役中国支店長内航事業担当 平成22年4月 常務取締役中国支店長営業副本部長 平成22年10月 専務取締役営業本部長 平成26年10月 安全統括担当（現任） 平成28年6月 代表取締役専務営業本部長（現任）	12,600株
3	おおいし おさむ 大石修 (昭和24年2月22日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年4月 東京支店長 平成16年6月 取締役東京支店長 平成19年4月 港運・倉庫・外航事業担当 平成21年4月 取締役大阪支店長 平成24年7月 常務取締役大阪支店長 平成25年4月 常務取締役本社営業部長兼倉庫部長 港運・倉庫事業担当（現任）  平成26年7月 AEO統括管理責任者 平成27年7月 常務取締役大阪支店長（現任） 平成28年6月 AEO総括管理責任者（現任）	7,300株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
4	さとう きよし 佐藤 清 (昭和27年7月2日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年4月 姫路支店長 平成18年6月 取締役姫路支店長 平成21年4月 東京支店長兼務 平成25年4月 取締役 内航事業担当(現任) 平成27年6月 常務取締役(現任) 平成28年4月 姫路支店管掌(現任) 平成29年4月 東京支店管掌(現任) (重要な兼職の状況) 七洋船舶管理(株)代表取締役	7,000株
5	はしだ みつお 橋田 光夫 (昭和24年11月7日生)	昭和43年4月 三菱倉庫(株) 入社 平成18年7月 長門海運(株) 出向 平成21年6月 長門海運(株) 代表取締役 就任 平成22年3月 三菱倉庫(株) 退職 平成22年4月 長門海運(株) 転籍 平成27年1月 当社入社 外航部長 平成27年6月 常務取締役外航部長(現任) 平成28年4月 東京支店管掌	400株
6	たなか やすひろ 田中 康博 (昭和29年5月17日生)	昭和54年4月 (株)兵庫相互銀行(現(株)みなと銀行) 入行 平成17年9月 同行退社 平成17年10月 当社入社 財務・管理部財務課長 平成19年4月 財務部長 平成21年6月 取締役財務部長(現任) 平成24年4月 財務管理本部長(現任)	1,800株
7	あづみ たくや 安積 拓也 (昭和35年7月12日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年4月 管理部長兼内部監査室長 平成25年6月 取締役管理部長兼内部監査室長 平成28年4月 取締役管理部長兼内部監査室管掌(現任)	3,100株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
1	まつもと としはる 松本利晴 (昭和29年7月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年8月 大阪支店長 平成18年6月 取締役大阪支店長 平成21年4月 取締役本社営業部担当 平成22年4月 取締役本社営業部統括部長倉庫事業担当 平成23年4月 取締役本社営業部長倉庫事業担当 平成24年10月 取締役姫路支店Y S 事業部統括部長 平成26年10月 取締役姫路支店長 平成27年7月 取締役A E O 総括管理部門責任者 平成28年4月 取締役A E O 総括管理責任者 平成28年6月 取締役〔常勤監査等委員〕(現任)	6,400株
2	かのう じゅんいち 加納諄一 (昭和22年1月2日生)	昭和45年4月 (株)大阪銀行(現(株)近畿大阪銀行) 入行 平成9年6月 大阪新都市開発(株)監査役 平成13年6月 同 監査役退任 平成13年7月 (株)大阪カードサービス (現りそなカード(株)) 総務部長 平成15年4月 (株)近畿大阪銀行退職 平成16年6月 当社社外監査役 平成17年3月 りそなカード(株)退職 平成28年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任)	-
3	ごとう だいすけ 五島大亮 (昭和52年7月4日生)	平成18年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成23年9月 同 監査法人退所 平成23年10月 五島公認会計士事務所開業 代表(現任) 平成25年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任) (重要な兼職の状況) 神戸市会議員 五島公認会計士事務所代表	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加納諄一氏及び五島大亮氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
- (1) 加納諄一氏を社外取締役候補者とした理由は、当社監査役をはじめ監査等委員の要職を歴任され、企業統治に関する総合的な識見をもっていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
  - (2) 五島大亮氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、企業財務に関する監査の経験を積まれ、公認会計士・税理士としての専門的な識見をもっていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
4. 加納諄一氏及び五島大亮氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 当社は、松本利晴氏、加納諄一氏及び五島大亮氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の再任が承認可決された場合には、3氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、加納諄一氏及び五島大亮氏の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
かきもと けんいちろう 垣本 健一郎 (昭和27年2月19日生)	昭和49年4月 三菱倉庫(株) 入社 平成10年7月 三菱倉庫(株) 神戸支店 庶務課長 平成14年7月 菱倉作業(株) 出向 取締役総務部長 平成15年7月 菱倉作業(株) 代表取締役 平成16年9月 菱倉作業(株)と神菱港運(株)合併 平成16年10月 神菱港運(株) 出向 常務取締役 平成24年3月 三菱倉庫(株) 退職 平成29年6月 神菱港運(株) 退職	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 垣本健一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 垣本健一郎氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営経験及び幅広い識見等を有しておられ、経営者としてのバランス感覚を活かして、コーポレート・ガバナンス等の向上についてご指導いただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
4. 垣本健一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

# 《株主総会会場ご案内図》

会場 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号  
兵庫県民会館 10階



交通 市営地下鉄西神・山手線「県庁前駅」下車すぐ  
JR西日本「元町駅」・阪神「元町駅」下車徒歩約10分